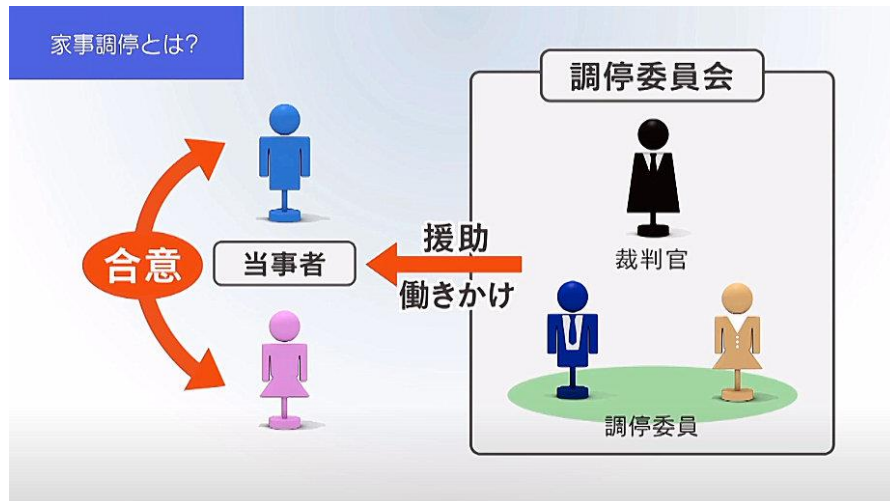


「家事調停」とは

家事調停とは、離婚などの夫婦間の問題や相続などの親族間の問題といった家庭に関する紛争について話し合い(※)、お互いが納得することにより、円満な解決を目指す制度です。

(※)当事者同士が直接話し合うわけではありません。



《紛争の解決に向けて》

調停委員会は、公平中立な立場で当事者の言い分やお気持ちを交互に聴き、当事者双方が納得の上で問題を解決できるように助言をしたり、解決に向けた働きかけを行います。

「申立人」、「相手方」の立場にとらわれず、この機会を紛争の解決に向けて有効に利用していただくようお勧めします。

《迅速で納得できる解決のために》

調停委員会は紛争の解決をお手伝いしますが、当事者がお互いに納得できる解決を早期に実現するためには、皆さんの手続への主体的な関与が欠かせません。

- ★ 皆さんの言い分やお気持ちは、調停の期日までにできるだけ整理しておいてください。
- ★ 合意の前提となる必要資料等は、裁判所からお願いした期限までに提出してください。

裁判所ウェブサイトでは、動画「ご存じですか？家事調停」（約10分）で、家事調停制度や手続の流れをわかりやすく説明していますので、第1回調停期日までに視聴してください。

裁判所 ビデオ 家事調停

(こちらを読み取ってください。)

でも検索できます。

- ◆ 子どもさんのある夫婦等の方は、上記動画のページの下部「関連情報」から、「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」、「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」の各動画もぜひご覧ください。

